

兵庫県森林整備業務入札参加者選定要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 競争入札に参加する者（以下「入札参加資格者」という。）の指名基準等については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）、昭和41年兵庫県告示第149号「一般競争入札等に参加する者に必要な資格等」（以下「告示」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、県が発注する役務のうち、治山事業に係る森林整備業務（以下「業務」という。）に適用する。

(入札参加資格者の施工能力等の一覧表)

第3条 農林水産部治山課長（以下「治山課長」という。）は、物品関係入札参加資格者名簿の希望業種に「大分類：役務の提供、小分類：森林整備」で登録されている者の施工能力、実績等を示した一覧表（以下、総合情報）の整理を行う。

第2章 指名基準

(指名要素)

第1条 入札に参加させる者（以下「入札参加者」という。）の指名に当たっては、次に掲げる指名要素を考慮し、競争の本旨に基づき適正かつ公平に選定しなければならない。

(1) 入札参加資格

- ア 物品関係入札参加資格者名簿の希望業種に「大分類：役務の提供、小分類：森林整備」で登録されている者のうち履行能力を有するもの。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく資格制限期間中の者でないこと。
- ウ 兵庫県指名停止基準（平成6年6月16日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(2) 履行能力

ア 技術者については、下記の整備内容ごとに定める。

区 分	整備内容
A	・人工林の本数調整伐、下刈、除伐、枝落とし、地ごしらえ、改植等 ・広葉樹林の本数調整伐、受光伐等 ※単に伐採するだけの行為でなく、残存木の保護や樹種の特性など、林業の知識を必要とする施業
B	・人家裏等の支障木の帯状伐開 ・大径木の点的な除去作業 ・竹林伐採 ・治山施設管理の伐採・補植等（山腹工、谷止工等の植栽木の管理等）

(Aの整備内容が含まれる場合)

森林整備を施行するには下記の管理技術者と現場技術者を有していること。なお、管理技術者は、全ての契約箇所について兼任することができるが、現場技術者は契約希望金額が45,000千円以上の箇所については専任とする。

また、管理技術者と現場技術者は兼任することができる。

技術者名	人 数	資 格
管理技術者	1 名以上	林業技士
		フォレストマネージャー（総括現場管理責任者）
		技術士（森林部門）
現場技術者	1 名以上	林業作業士（基幹林業作業士、林業技能作業士を含む）
		森林整備士
		フォレストワーカー（林業作業士）
		フォレストリーダー（現場管理責任者）
		技術士補（森林部門）

(注) 1 資格の内容については別表のとおり

2 現場技術者の資格については、他府県等で取得した同等の資格を認める。

(Bの整備内容のみの場合)

管理技術者と現場技術者の資格は要しない。

イ 森林整備を施行するには下記の作業班を有していること。なお、作業班とは森林整備の作業を行う単位で、1人の班長と2名以上の班員から構成されるものとする。

作業班要件	年間 60 日以上就業できる作業班を有すること
-------	-------------------------

(3) 森林整備の施工実績

森林整備の施工実績を考慮することができる。

(4) 県発注の森林整備の工事成績

ア 当該年度に完成した森林整備の工事成績が1件65点未満である場合は、指名しないことができる。

イ 森林整備に係る施工管理が不適切である場合は、指名しないことができる。

(5) 地域性

ア 中小企業の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資するため、地元業者等で施工が可能な森林整備にあつては、極力地元業者等に受注機会の確保を図るよう考慮するものとする。

イ 原則として、県内に主たる営業所を有している者とする。

(6) 受注機会の均衡等

選定及び受注の状況を勘案し、入札参加者の選定が特定の者に偏しない受注機会の均衡を図ること。

(7) 労働福祉の状況

- ア 林業退職金共済、中小企業退職金共済、建設業退職金共済、兵庫県営林緑化労働基金への加入状況及び独自の退職金積み立て状況を尊重すること。
- イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用人数の達成状況を尊重すること。
- ウ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入状況を尊重すること。

(8) 安全管理の状況

過去2年間に、重大な労働災害の発生がないこと等、安全管理体制が優良である場合は十分尊重すること。

(9) 経営内容の状況

金融機関からの取引停止に至らないが、経営状態が客観的に不健全であると認められる者でないこと。

(10) 反社会的な行為又は不誠実な行為の有無

次の次項に該当する者は指名することができない。

- ア 森林整備工事請負契約書に基づく措置請求に請負者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実であること。
- イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関等からの情報により請負者としての下請契約関係が不適切である者。
- ウ 入札参加資格制限及び指名停止に該当しない者にあっても、著しく社会的信用を失墜させ、また、誠実性に欠ける行為を行った者。

(発注対応工事金額の範囲)

第2条 発注対応工事金額の範囲は、下表を標準とする。

1件の設計金額	必要作業班数
5,000千円未満	1班以上
5,000千円以上20,000千円未満	2班以上
20,000千円以上30,000千円未満	3班以上
30,000千円以上	4班以上

(指名業者基準数)

第3条 指名業者基準数は、次に掲げる契約予定金額の区分に応じて、次に掲げる数以上を選定するものとする。

ただし、基準数に満たない妥当な理由がある場合は、この限りでない。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 5,000千円未満 | 5人 |
| (2) 5,000千円以上10,000千円未満 | 8人 |
| (3) 10,000千円以上 | 10人 |

第3章 雑 則

(報告)

第4条 契約担当者は、資格者名簿に登載された者について「入札参加資格制限基準及び指名停止基準」に該当する事実を知ったときは、主管の部局長に報告しなければならない。

(随意契約による見積参加者の選定)

第5条 随意契約による場合の見積参加者の選定は、原則としてこの要綱の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

資 格 名	内 容
林業技士	社団法人日本森林技術協会の定める林業技士の登録を受けた者
技術士（森林部門）	技術士法に基づいて行われる国家試験（技術士第二次試験）に合格し、技術士法第32条1項の定めによる登録を受けた者
技術士補（森林部門） 及び修習技術者	技術士法に基づいて行われる国家試験（技術士第一次試験）に合格し、技術士法第32条2項の定めによる登録を受けた者 技術士補には、森林部門にかかる技術士第一次試験合格者及びそれと同等と認められた者（JABEE 認定プログラム修了者）を含む。
林業作業士（基幹林業作業士、 林業技能作業士を含む）	兵庫県又は財団法人兵庫県営林緑化労働基金（林業労働力確保支援センター）から、林業作業士（基幹林業作業士、林業技能作業士を含む）として認定された者
森林整備士	社団法人兵庫県林業会議又は兵庫県森林組合連合会から森林整備士として認定された者
フォレストワーカー （林業作業士）	「研修終了者に係る登録制度の運用について」に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者
フォレストリーダー （現場管理責任者）	「研修終了者に係る登録制度の運用について」に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者
フォレストマネージャー （総括現場管理責任者）	「研修終了者に係る登録制度の運用について」に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者